

平成31年度（第36期）事業計画書

1. 事業の概要

本協会は、公共嘱託登記を法定事業とする県内唯一の公益社団法人です。その使命は公共事業の円滑推進に貢献することにあります。そのためには官公署から信頼を受けて事業を受託する万全の体制づくりをしなければなりません。そのためにより良い業務処理体制を検討し構築することに努めます。

今年度も継続して法務局不動産登記法第14条地図作成作業と市町が行う地籍調査事業に参画できるように、啓発活動を行い今後の安定した受託を目指します。また、新規業務開発のため官民境界確認補助業務や所有者不明土地問題に関しての委員会を設置し将来の受託に向けて研究します。

2. 総務部の所轄事項

- (1) 協会の事務処理に関する管理・合理化を徹底する。
- (2) 協会事務所維持に関する検討。

3. 業務部の所轄事項

- (1) 平成31年度の事業受託高予算を2億2千万円とする。
- (2) 不動産登記法14条1項地図作成・地籍調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- (3) 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- (4) 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- (5) 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり有効なものについては積極的に取り入れていく。
- (6) 未契約の官公署に対して積極的に啓発活動を行う。
- (7) 一般市民、官公署職員及び協会社員を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- (8) 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。
- (9) オンライン登記申請の利用促進を図る。

4. 経理部の所轄事項

- (1) 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。